

【七頁】

愈・愈々(2)いよいよ 態・態々(12)わざわざ 略(9)ほぼ
 稍(6)やや(能(18)よく) 嘸(8)さぞ(忝(13)かたじけない)
 曩に(4)さき(爾来(1)じらい) 一丈(11)ちよつと)
 鳥渡(11)ちよつと) 兎角(16)とかく・とにかく)
 屹度・急度(3)きつと) 爰元・爰許(15)こども)
 仮令・縱令(14)たとい・たとえ) 加之(7)しかのみならず)
 陳者(10)のぶれば) 宜敷(17)よろしく) 六ヶ敷(5)むつかしき)
 畢竟(19)ひつきよう)

【二五〜一八頁】

一、高九拾五石三斗巷升式合 九兵衛

屋鋪 長三拾間 横式拾五間	本家 長九間半 横四間
小家 長五間 横式間	土蔵 長五間 横式間
土蔵 長拾間 横式間	土蔵 長三間 横式間
納家 長三間 横式間	納家 長四間 横三間
門長屋 長八間 横巷間半	

×棟数八軒

【二九〜二二頁】

一、同寺旦那

(付箋)「市松義去西御改後出生仕候」

本人五拾七才 妻五拾五才

久右衛門 たけ

悴三拾才 八右衛門嫁廿五才

八左衛門 とき

(付箋)「八左衛門悴

市松	
式才	
悴廿七才	娘廿一才
嘉次郎	てい
悴拾六才	
久太郎	

(付箋)「×八人 男五人
女三人」

×七人内 男四人
女三人

内

※旦那檀那
悴二世がれ

【二二〜三一頁】※読点、返り点は適宜付しました。

右宗門御改帳之通、家別人別吟味仕、尤他所江
 縁付仕候者宗門除_レ之、翌年人別々外書記、他所江
 奉公二出候者銘々親元江書記、尚又何方二
 奉公仕候旨相認、且又村内御支配寺社并自庵
 惣堂之僧留守居下人等二至迄篤と相糺
 奉_二差上_一候通、少茂相違無_二御座_一候、仍_レ之庄屋
 年寄百姓代奥書連印仕奉_二差上_一候以上、
 文久元酉年三月 河州河内郡

今米村
 百姓代
 甚之助印
 年寄
 勇助印
 庄屋
 三郎平印
 同
 九兵衛印
 小堀勝太郎様
 御役所

(読み下し)

右宗門御改帳の通り、家別人別吟味仕り、もつとも他所_{たしよ}へ
 縁付き仕り候者宗門これを除け、翌年人別々ほか書き記し、他所_{たしよ}へ
 奉公仕り候旨相認め、且つ又村内御支配寺社ならびに自庵_{じあん}
 惣堂の僧、留守居、下人等にいたるまで篤と相糺し
 差し上げ奉り候通り、少しも相違御座なく候、これによって庄屋、
 年寄、百姓代、奥書連印仕り差上げ奉り候以上、
 文久元酉年三月 河州河内郡

今米村
 百姓代
 甚之助印
 年寄
 勇助印
 庄屋
 三郎平印
 同
 九兵衛印
 小堀勝太郎様
 御役所